② 電子調達システムにより参加を希望する者は、入札書類データ（証明書等）を所定の受領期限までに上記３⑴に示すＵＲＬの電子調達システムを利用し提出しなければならない。

なお、①、②いずれの場合も、開札日の前日までの間において支出負担行為担当官から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

⑷ 入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。

⑸ 契約書作成の要否　要

⑹ 落札者の決定方法　予決令第79条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

⑺ 手続きにおける交渉の有無　無

⑻ 詳細は入札説明書による。

5 Summary

⑴ Official in charge of disbursement of the procuring entity : TABUCHI Kazuhiro, Director-General of Kobe District Transport Bureau.

⑵ Classification of the products to be procured : 26

⑶ Nature and quantity of the products to be purchased : Electricity to use in Hyogo Road Transport Department and the other

⑷ Delivery period : From 10 March 2023 through 9 March 2024 (Hyogo) From 1 April 2023 through 31 March 2024 (Himeji)

⑸ Delivery place : Within of jurisdiction, Hyogo Road Transport Department and Himeji Office for Motor Vehicle Inspection and Registration

⑹ Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender shall be those who :

① Not come under Article 70 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting.

② Not come under Article 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting.

③ Have grade “A”, “B” or “C” of level of interest in the “selling of products” in Kinki district in terms of the qualification for participating in tenders by Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism (Single qualification for every ministry and agency) in the fiscal years, 2022／2023／2024.

④ Have registration in accordance with the Article 2―2 of the Electricity Business Act.

⑤ Must be a person who meets the requirement of describing to the tender manual from the viewpoint of measures for controlling global warming as a tender participation qualification that expense load act charge provides based on 73 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting.

⑥ Acquire the electronic certificate in case of using the Electronic Procurement system

https://www.geps.go.jp/

⑺ Time-limit for tender : 10 : 00, 14 February 2023

⑻ Contact point for the notice : NAKAMURA Tomoki Budget and Accounts Division, Kobe District Transport Bureau, 1―1 Hatobacho 1 chome chuo-ku Kobe 650―0042 Japan. TEL ＋81―78―321―3143

## 入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。本件は、競争参加資格確認のための証明書等（以下、「証明書等」という。）の提出、入札及び契約を電子調達システム（ＧＥＰＳ）で行う対象案件です。

令和５年２月３日

支出負担行為担当官

気象庁総務部長　石谷　俊史

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　13

**○気象第８号**

1　調達内容

⑴ 品目分類番号　①71、27　②③14、71、27

⑵ 調達件名及び数量

① 航空気象観測情報提供サービス　１式（電子調達システム対象案件）

② 河川洪水予報データ交換システムの制作及び気象庁情報システム基盤への導入調整並びにハードウェアの借用（リース）・保守及び取付調整　１式（電子調達システム対象案件）

③ 土砂災害警戒情報作成システムの制作及び気象庁情報システム基盤への導入調整　１式（電子調達システム対象案件）

⑶ 調達件名の特質等　仕様書のとおり。

⑷① 履行期間　令和５年４月１日から令和６年３月５日まで

② 借用期間　仕様書のとおり。

ただし、支出負担行為担当官は、法令及び予算の範囲内で当該借用期間を変更することがあり得る。

③ 履行期限　令和６年６月３日

履行期間　令和６年６月４日～令和10年３月31日

⑸①③ 履行場所　仕様書のとおり。

② 借用場所　仕様書のとおり。

⑹ 入札方法

① 落札決定に当たっては入札書に記載された金額に当該金額の10％に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

②③ 落札決定は総合評価の方法をもって行うので、総合評価の為の性能、機能、技術等に関する書類を提出すること。

上記１⑵の件名の納入に要する一切の諸経費を含めた総価で行う。落札決定に当たっては入札書に記載された金額に当該金額の10％に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

⑺ 電子調達システム（ＧＥＰＳ）の利用　本案件は、申請書等の提出・入札及び契約を電子調達システムで行う対象案件である。なお、電子調達システムによりがたい場合は、紙入札方式参加願、紙契約方式承諾願を提出し、紙入札方式、紙契約方式に代えることができる。

2　競争参加資格

⑴ 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

⑵ 予決令第71条の規定に該当しない者であること。

⑶① 令和４・５・６年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」において、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。

② 令和４・５・６年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の製造」、「物品の販売」又は「役務の提供等」において「Ａ」等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。

③ 令和４・５・６年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の製造」、「物品の販売」又は「役務の提供等」において「Ａ」又は「Ｂ」等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。

⑷ 予決令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有するものであること。（詳細は入札説明書による）

⑸ 電子調達システムによる場合は、電子認証（ＩＣカード）を取得していること。

⑹ 入札説明書の交付を受けた者であること。

⑺ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続しているものでないこと。

⑻ 気象庁から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

⑼ ②本公告に示した物品を第三者をして貸付けしようとする者にあっては、当該物品を自ら貸付けできる能力を有するとともに、第三者をして貸付けできる能力を有することを証明した者、借用物品に係るメンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。